



国 監 告 第 4 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成22年度
第1回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成22年6月22日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 中 川 喜美代

平成 2 2 年度 第 1 回定期監査報告書

1 . 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2 . 監査の対象部局

総務部 職員課

3 . 監査の範囲

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4 . 監査の実施期間

平成 22 年 4 月 8 日（木）から平成 22 年 5 月 24 日（月）まで

5 . 説明等聴取・実査日

平成 22 年 5 月 21 日（金）・24 日（月）

6 . 監査対象部局の概要

(1) 部長を除く職員配置状況

平成 22 年 3 月 31 日現在（単位：人）

課 名	課長	係長	主査	主任	主事	嘱託等	臨職	合計
職 員 課	1	2	0	4	2	0	1	10

(2) 事務分掌

【職員課】

人事研修係

職員の服務に関すること。

職員の任免，分限及び懲戒に関すること。

職員の研修及び能力開発に関すること。

その他職員に関すること。

職員団体に関すること。

課内の庶務及び調整に関すること。

給与厚生係

職員の給与に関すること。

非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関すること。

臨時職員の賃金に関すること。

職員の福利厚生及び市町村職員共済組合に関すること。

公務災害補償に関すること。

特別職職員報酬等審議会に関すること。
職員の労働安全衛生に関すること。

7. 監査の着眼点

- (1) 事務事業の執行に当たっては能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 臨時職員の業務内容が適正であるか。
- (11) 前渡金の金銭出納簿への記録が適正であるか。
- (12) 購入備品が適正に管理されているか。
- (13) 各課が独自に行っている契約事務が適正であるか。
- (14) 修繕・請負契約事務が適正であるか。
- (15) 委託・賃貸借契約事務が適正であるか。
- (16) 公印の使用・管理が適正であるか。

8. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して、通常の監査手続きにより実施した。

9. 監査の結果

監査対象とした職員課の所管する財務に関する事務及び業務の管理運営状況について監査したところ、法令等に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられるため、要望事項として以下に記述する。

要 望 事 項

職員の出退勤状況について

職員の出退勤状況を記録するタイムカードについては、過去3回の定期監査で打刻位置の違いや業務開始時間ぎりぎりに出勤している職員などの状況が見受けられ、指導を求めてきたところであるが、職員のサービスを統括

している職員課として、平成21年10月21日と平成22年3月23日に、各部・課長あてに「出勤時における服務規律の確保について」の連絡文書を発して、日常業務に専念するよう周知徹底を図っている状況を確認した。

その後の状況を職員課職員のタイムカードにより確認したところ、残念ながら数名の職員に従前と同様の状況が見受けられた。特に、業務開始時間ぎりぎりに出勤している状況が日常化している職員については、個別に面談するなど、更にその周知徹底を強化していただきたい。

職員手当の予算執行管理について

扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当などの予算執行管理は、職員課で導入している人事給与システムにより行っていることから、現行及び新財務会計システムには個々の手当額までは反映されていない状況である。詳細については人事給与システムで確認できるというものの、市全体の予算執行管理は、この財務会計システムを中心に行っていることもあり、担当部署と協議するなどして事務の効率化を図るよう要望する。

時間外勤務手当について

1か月間の時間外勤務等の勤務時間の集計については、職員の給与に関する条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、手当の種類及び支給割合の区分ごとに集計し、その集計時間数に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間としていることを確認した。しかしながら、端数をすべて1時間とすることに合理的理由はないことから、事務の効率を見極めながらも、端数処理後の時間数が実際の時間数から著しく乖離しないよう、この規則の改正を要望する。

職員の間人ドック受診率について

医療機関54箇所と契約を結んでいるが、受診率は平成21年度実績で、19.4%と低水準となっている。職員個々の考え方もあり、難しい面もあるとは思いますが、疾病による長期療養ともなれば日常生活にも大きく影響することはもとより、家族にとっても、また、市にとっても不利益となることから、人間ドック受診率の向上策について検討を要望する。

合理的な通勤経路の確保について

職員の通勤手当支給については、過去に交通費の是正措置を行っているが、通勤経路については、実態に基づいた申請主義とのことで職員個々の届出によるものとされ、通勤経路に相違がある場合も見受けられた。職員本人の事情もあると思うが、厳しい財政状況が続いている現状から、「職員

の通勤手当に関する規則第5条の2第1項」に基づく改善策の検討を要望する。

特別職の給与等の支給について

議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給与月額等については、それぞれ条例を設けて規定しているが、心身の故障など、その職務の遂行に堪えない状況にあるときの給与等の支給については、特別の定めを設けていない状況にある。

これらの条例には、このようなときの給与の減額措置、期末手当の支給割合及び在職期間の特例等の規定を設ける必要があると思量する。よって、特別職職員報酬等審議会に諮って検討するよう要望する。

10. おわりに

職員課は、国、都の指導に基づき給与水準の引き下げを行うなど、給与の構造改革に取り組まれていることは理解する。他方、市民の厳しい監視の下にあることも十分認識していただき、市民が納得できる人事行政に取り組まれるようお願いしたい。個々の職員においても、雇用主が市民であるとの自覚を持って職務に精励されるよう努められたい。

以上